

中國第一歷史檔案館編

光緒朝上諭檔

第八冊（光緒八年）

廣西師範大學出版社

第八冊

《光緒朝上諭檔》編輯委員會

主任：徐藝圃 副主任：秦國經

委員（按姓氏筆畫為序）：牛平漢 李國榮 徐藝圃

秦國經 陳鏘儀 葉志如 趙雄 盧經

總主編：葉志如 陳鏘儀 趙雄 牛平漢

本冊主編：趙雄

本冊編輯：郭美蘭

凡 例

一、本書所輯為中國第一歷史檔案館所藏清代光緒朝上諭檔，一年一冊，按原檔影印編輯出版。

二、本書所輯上諭檔基本維持檔案形成的月日順序，以諭旨頒發先後為序，依次編排，一般調整祇在同日檔案文件之中進行。

三、本書對原檔諭旨時間的處理原則：（一）凡原檔標明頒發諭旨時間者，以頒發時間為序編排；（二）凡未標明時間或時間有誤之諭旨，均進行必要的考證查出；（三）個別無法查考時間之諭旨，採用此前一件之時間。第（二）（三）項均在「校勘表」中註明。

四、本書對各類非諭旨性文件，不作時間考證。

五、本書對此類文件作了考證調整：原檔同日內之文件（包括奏摺、奏片、交片、咨文、名單、清單及所錄本日以前諭旨等），凡內容上有內在關係，但按原排列順序卻被相互隔離開的，經考證調整到一起。調整後諭旨在前，所屬附件在後。同一諭旨有兩件以上附件者，按其原有先後順序排列。另，對原檔冊中存在的錯序、錯位、錯頁者，亦分別糾正和調整。凡調整件，均於「校勘表」註明。

六、本書對原檔考證調整的主要依據，是我館所藏清代當時形成的

「隨手登記檔」。

七、本書對同日内奏報的秋審朝審名單等附件，均視為單一件，依照原有順序歸併於同日相關諭旨之後，編一個文件順序號。

八、本書對於原檔中天頭處出現的「硃」、「硃圈」及諭旨左下方的「吏部摺」「禮部片」、「摘鈔交總理衙門」、「×月×日」等字樣，以及諭旨行文中間改動添加的各種字樣，均一律保留。

九、本書對原檔上後人打印的阿拉伯頁碼號、原檔夾縫處原標的漢字頁碼號、原檔天頭處所附的紙籤簽、地角處所圈劃的符號，在編輯過程中一律刪除。

十、本書對於原檔中存在的錯字、衍字、簡化字、異體字、古體字等，均不作改動和糾正。

十一、本書將編者經過調整、校勘、考證的結果，以「校勘表」形式說明之。「校勘表」自右往左豎寫，各著錄項自上而下依次登記：順序號、頁碼號、原檔頁碼號、校勘內容。校勘內容和使用符號：（一）無時間（或時間有誤）之諭旨，標明據「隨手登記檔」查到的時間；（二）某件諭旨時間暫未查出，標用此前一件之時間，以「*」標明；（三）凡經過調整順序的文件，一律註明「調整」字樣；（四）檔案原件殘缺損者，均註「殘缺」；（五）墨迹霉變污染遮蓋一個字以上者，註明「污跡」字樣，並將所能辨識者的文字標出。

十二、本書所有文件統一編號，各冊序號獨立。

光緒朝上諭檔 第八冊 校勘表

序號	頁碼	原檔頁碼	校勘內容
五二	一八	一一五	調整
五八	二〇	一二七	調整
六二	二二	一	殘缺
七〇	三二	四五	調整
七一	三二	四七	調整
七三	三三	四九	調整
八六	三七	七五	調整
九二	四四	一〇七	調整
一〇二	四六	一四九	調整
一〇四	四八	一三七	調整
一〇六	四九	一三九	調整
一〇七	四九	一四一	調整
一〇八	四九	一四三	調整

序號	頁碼	原檔頁碼	校勘內容
一〇九	四九	一四五	調整
一一〇	五〇	一四七	調整
一一四	五一	一五五	調整
一二七	五四	一八五	調整
一三四	五六	一八九	* 二月十七日
一三七	五六	一九五	* 二月十七日
一六二	六一	二五一	調整
一七五	六五	一三	調整
一七六	六六	一五	調整
一九〇	六八	四一	調整
一九一	六八	四三	調整
二〇四	七二	七一	調整
二五九	八六	一七七	調整

序號	頁碼	原檔頁碼	校勘內容
二六三	八七	一八七	調整
二八一	九三	一九	調整
二八三	九四	二一	* 四月初五日
二八七	九四	三一	調整
二八八	九五	三五	調整
二九二	九七	四五	調整
二九三	九七	四七	調整
二九五	九七	四九	調整
三三六	一一二	一四一	調整
三五四	一一九	二七	* 五月初六日
三五八	一一九	四一	調整
三六三	一二〇	四七	調整
三七二	一二三	七一	調整
三七三	一二三	七三	調整
三七五	一二三	七五	調整
三七八	一二五	七七	污跡〔十〕
四〇二	一三二	一三三	調整
四〇三	一三二	一三五	調整
四〇五	一三三	一三七	調整

序號	頁碼	原檔頁碼	校勘內容
四〇七	一三四	一四三	調整
四一一	一三五	一五三	調整
四一六	一三七	一五九	污跡〔皇曾國荃〕
四二九	一四二	二三	調整
四三一	一四三	二七	調整
四五六	一四九	七九	調整
四五七	一五〇	八一	調整
四七六	一五六	一一三	調整
四七七	一五六	一一五	調整
四七八	一五六	一一七	調整
四八〇	一五六	一一九	調整
五一六	一六八	一九一	污跡〔差〕
五一七	一六九	一九七	調整
五一一	一六九	一九九	調整
五二〇	一六九	一九三	污跡〔缺〕
五二七	一七〇	二〇一	調整
五三七	一七四	一九	* 七月初五日
五三九	一七四	二三	* 七月初五日

序號	頁碼	原檔頁碼	校勘內容
五七一	一八四	九七	調整
五八八	一八九	一二七	調整
六〇一	一九二	一五三	調整
六〇二	一九二	一五五	調整
六〇三	一九二	一五七	調整
六〇四	一九三	一五九	調整
六〇五	一九三	一六一	調整
六〇六	一九四	一六五	調整
六三〇	二〇一	三一	調整
六三三	二〇一	二五	調整
六三四	二〇二	二七	調整
六三五	二〇二	二九	調整
六四四	二〇三	五三	調整
六四六	二〇四	五五	調整
六四六	二〇四	五七	調整
六六七	二一〇	九三	* 八月初九日
六八六	二二六	一三九	調整
六八九	二二六	一三五	* 八月十九日
七〇〇	二二九	一六五	調整

序號	頁碼	原檔頁碼	校勘內容
七六〇	二五〇	一二三	調整
七六一	二五〇	一二五	調整
七六二	二五〇	一二七	調整
七六五	二五一	一二九	調整
七七六	二五四	一四七	* 九月十六日
八一	二七二	二五五	調整
八三〇	三〇三	三八三	調整
八四五	三〇八	二一	調整
八四八	三〇九	二五	* 十月初四日
八五九	三一二	四九	調整
八六〇	三一三	五一	調整
八九七	三二六	一三九	調整
九〇七	三二九	一五九	調整
九二一	三三二	一九一	調整
九四三	三五二	七一	調整
九四四	三五三	七三	調整
九七二	三六四	一二三	調整
九八〇	三六七	一三九	調整
一〇〇五	三七五	一九九	調整

序 號	頁 碼	原 檔 頁 碼	校 勘 內 容
一〇四〇	三八七	三五	調整
一〇五二	三九四	五四	調整
一〇八六	四〇七	一二八	* 十二月十三日
一一四六	四二六	二五六	汚跡〔州〕
一一五六	四四五	三三〇	調整

光緒朝上諭檔 第八冊 目錄

光緒八年(壬午 一八八二年)

正月	
初二日	(一)
初四日	(三)
初九日	(八)
初十日	(九)
十三日	(九)
十四日	(一〇)
十五日	(一〇)
十六日	(一一)
十八日	(一一)
二十日	(一二)
二十一日	(一二)
二十二日	(一三)
二十三日	(一四)
二十四日	(一五)
二十五日	(一八)

二月	
二十七日	(一九)
二十八日	(一九)
二十九日	(二〇)
初二日	(二二)
初三日	(三一)
初四日	(三三)
初六日	(三三)
初七日	(三六)
初八日	(四二)
初九日	(四三)
初十日	(四四)
十一日	(四五)
十二日	(四五)
十三日	(四六)
十四日	(五一)
十五日	(五一)

三
月

初一日	(六五)
初二日	(六六)
初三日	(六八)
三十日	(六四)
二十九日	(六二)
二十八日	(六〇)
二十六日	(六〇)
二十五日	(五九)
二十四日	(五九)
二十三日	(五八)
二十二日	(五八)
二十一日	(五七)
二十日	(五七)
十八日	(五六)
十七日	(五五)
十六日	(五四)
十五日	(五三)

初六日	(六九)
初七日	(七〇)
初八日	(七一)
初九日	(七三)
初十日	(七四)
十二日	(七四)
十三日	(七五)
十四日	(七六)
十五日	(七七)
十七日	(七八)
十八日	(七九)
十九日	(八一)
二十日	(八一)
二十二日	(八二)
二十三日	(八三)
二十四日	(八三)
二十五日	(八七)
二十六日	(八七)
二十七日	(八八)
二十九日	(八九)

四月

初一日	(九一)
初二日	(九一)
初三日	(九一)
初五日	(九三)
初六日	(九四)
初七日	(九四)
初十日	(九六)
十一日	(九八)
十二日	(九九)
十四日	(一〇一)
十五日	(一〇一)
十六日	(一〇三)
十七日	(一〇三)
十八日	(一〇六)
十九日	(一〇七)
二十日	(一〇七)
二十一日	(一〇八)
二十二日	(一〇九)
二十四日	(一〇九)

五月

初一日	(一一五)
初二日	(一一五)
初三日	(一一六)
初四日	(一一六)
初五日	(一一七)
初六日	(一一八)
初七日	(一一九)
初八日	(一二〇)
初十日	(一二一)
十一日	(一二一)
十二日	(一二三)
十四日	(一二五)
十五日	(一二五)
十六日	(一二六)
十七日	(一二七)
二十五日	(一〇九)
二十六日	(一一〇)
二十七日	(一一〇)
二十八日	(一一二)
三十日	(一一三)

六月

十九日	(一二七)
二十日	(一二八)
二十一日	(一二九)
二十二日	(一三〇)
二十三日	(一三一)
二十四日	(一三五)
二十七日	(一三六)
二十八日	(一三七)
二十九日	(一三八)
初一日	(一四〇)
初二日	(一四〇)
初三日	(一四一)
初四日	(一四四)
初五日	(一四四)
初六日	(一四五)
初七日	(一四七)
初八日	(一四八)
初十日	(一四九)
十二日	(一五一)
十三日	(一五三)

七月

十四日	(一五三)
十五日	(一五四)
十六日	(一五七)
十七日	(一五八)
十八日	(一五九)
十九日	(一六一)
二十日	(一六三)
二十一日	(一六四)
二十二日	(一六六)
二十三日	(一六七)
二十四日	(一六八)
二十五日	(一六九)
二十九日	(一七〇)
三十日	(一七〇)
初一日	(一七二)
初二日	(一七二)
初五日	(一七三)
初六日	(一七四)
初八日	(一七六)
初九日	(一七六)

八月

初十日	(二七七)
十一日	(二七九)
十二日	(二七九)
十四日	(二八〇)
十五日	(二八二)
十六日	(二八三)
十七日	(二八五)
十九日	(二八六)
二十日	(二八七)
二十一日	(二八八)
二十二日	(二八九)
二十三日	(二八九)
二十四日	(二九一)
二十五日	(二九一)
二十七日	(二九七)
二十九日	(二九八)
初一日	(二〇〇)
初二日	(二〇〇)
初三日	(二〇一)

初四日	(二〇二)
初五日	(二〇三)
初六日	(二〇三)
初七日	(二〇五)
初八日	(二〇六)
初九日	(二〇八)
十一日	(二一〇)
十二日	(二一一)
十四日	(二一二)
十五日	(二一三)
十六日	(二一三)
十七日	(二一四)
十八日	(二一四)
十九日	(二一五)
二十日	(二一六)
二十一日	(二一七)
二十四日	(二一八)
二十五日	(二二〇)
二十六日	(二二一)
二十七日	(二二二)
二十八日	(二二三)

九月

三十日	(二二八)
初一日	(二二九)
初二日	(二三〇)
初三日	(二三〇)
初六日	(二三二)
初七日	(二三三)
初八日	(二三三)
初十日	(二四五)
十一日	(二四七)
十二日	(二四九)
十四日	(二四九)
十五日	(二五一)
十六日	(二五二)
十七日	(二五四)
十八日	(二六四)
十九日	(二六四)
二十日	(二六七)
二十一日	(二六八)
二十二日	(二七〇)
二十三日	(二七八)

十月

二十四日	(三〇二)
二十五日	(三〇三)
二十八日	(三〇四)
三十日	(三〇五)
初二日	(三〇六)
初三日	(三〇七)
初四日	(三〇九)
初六日	(三〇九)
初七日	(三一〇)
初九日	(三一〇)
初十日	(三一〇)
十一日	(三一〇)
十二日	(三一三)
十三日	(三一四)
十四日	(三一四)
十五日	(三一六)
十六日	(三一六)
十七日	(三一七)
十八日	(三一八)
十九日	(三二二)
二十日	(三二四)

十一月

二十一日	(三二五)
二十二日	(三二五)
二十三日	(三二七)
二十四日	(三二七)
二十五日	(三二九)
二十六日	(三三〇)
二十七日	(三三〇)
二十九日	(三三一)
初一日	(三四三)
初二日	(三四三)
初三日	(三五〇)
初四日	(三五一)
初五日	(三五二)
初六日	(三五二)
初七日	(三五八)
初八日	(三五九)
初九日	(三六二)
初十日	(三六二)
十一日	(三六三)
十二日	(三六五)

十二月

十三日	(三六六)
十四日	(三六六)
十五日	(三六六)
十六日	(三六七)
十七日	(三七〇)
十八日	(三七一)
十九日	(三七一)
二十日	(三七二)
二十一日	(三七三)
二十二日	(三七三)
二十四日	(三七六)
二十五日	(三七七)
二十六日	(三七八)
二十八日	(三八〇)
二十九日	(三八二)
三十日	(三八四)
初一日	(三八五)
初二日	(三八六)
初四日	(三八六)
初五日	(三九二)

初六日	(三九三)
初七日	(三九四)
初八日	(三九五)
初九日	(三九七)
初十日	(三九八)
十一日	(三九九)
十二日	(四〇一)
十三日	(四〇二)
十四日	(四〇七)
十五日	(四〇七)
十六日	(四一〇)
十七日	(四一五)
十八日	(四一六)
十九日	(四一七)
二十日	(四一八)
二十一日	(四二一)
二十二日	(四二二)
二十四日	(四二三)
二十五日	(四二四)
二十六日	(四二六)
二十七日	(四四一)

二十八日	(四四六)
三十日	(四四七)

1 光緒八年正月初二日內閣奉

上諭上年直隸各州縣被災地方業經分別蠲緩糧租賞給漕米以資賑濟小民諒可不致失所惟念今春青黃不接之時民力未免拮据加恩著將通州甯濟文安定興雄縣天津開州東明長垣遵化豐潤安平等十二州縣成災五七八九十分村莊應納本年春賦錢糧旗租緩至本年秋後啟徵其歉收三四分村莊應納本年春賦錢糧旗租緩至本年麥後啟徵武清寶坻灤州清苑蠡縣安州獻縣任邱青縣靜海滄州南皮鹽山行唐靈壽邢臺南和唐山內邱邯鄲縣永年廣平雞澤大名南樂懷安東強隆平深州饒陽深澤等三十一州縣歉收三四分並安州積欠村莊除應納本年春賦照常徵收其原緩至本年麥後啟徵之款收四分村莊應納光緒七年並節年錢糧旗租收三分並安州積欠村莊應納光緒六年及以前錢糧旗租均著展緩至本年秋後啟徵以上災款村莊凡應納屯禾穀豆電課學租及海防經費河道錢糧儲備軍餉

西陵廣恩庫兵部馬館鑾儀衛等項地租並出借倉穀

籽種口糧牛具等項均隨同正項糧租分別緩徵洋軍廳筆漁課納糧地畝有坐落武清天津二縣地面者仍著照業歸入該二縣災款村莊一併查辦又文安肅甯任邱三縣前被澇沱漫水村莊現在甫然濕出實難併納陳欠糧租所有任邱縣七里莊等三百村文安縣隄內吳家場等一百二十八村未完光緒六年及以前錢糧旗租均著豁免肅甯縣李海莊等四村未完光緒四年下庄五六十年土下忙錢糧旗租自本年土忙起至光緒十年上忙正分作五忙帶徵各該村內如有應徵雜項糧租米豆電課等項著隨同正項糧租分別豁免以紓民力該督即刊刻謄黃徧行曉諭務使實惠均霑毋使吏胥舞弊用副朝廷履端布聞嘉惠畿疆至意該部即遵諭行欽此

2 遵

旨查開王大臣年歲生日單

惇親王 年五十二歲六月十五日生日